

Title	越南輯略について：中国人の東南アジア知識と清仏戦争
Sub Title	On "Yueh-nan-chi-lueh" 越南輯略：nineteenth century Chinese encyclopaedic volumes
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1972
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.44, No.4 (1972. 4) ,p.1(393)- 22(414)
JaLC DOI	
Abstract	"Yueh-nan-chi-lueh" 越南輯略 which was published in 1877 stands as the most conclusive and unique book on the subject of Vietnam, because it was compiled by a competent Chinese scholar. However, this book has been given so little attention that I felt compelled to write the present treatise, so that I might introduce and evaluate its contents as a historical document. The author of this book, Hsu Yen-hsu 徐延旭, had long been a government official in the Province of Kwangsi 廣西省 which lay adjacent to the border of Vietnam. He had had a keen interest in Vietnamese history and geography and, after traveling extensively in Vietnam, he became an authority on Vietnam among the Chinese scholars of that period. "Yueh-nan-chi-liieh" 越南輯略 is the result of his actual research in Vietnam and, in addition, an accumulation of his knowledge in the study of Vietnam that had been conducted in China up to the 19th century. This book ought to be very useful for understanding the historical background of Vietnam, and also it should serve as a valuable document in illustrating the historical relations between China and Vietnam as well as the general history of Southeast Asia.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720410-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

越南輯略について

——中国人の東南アジア知識と清仏戦争——

和田博徳

一 はしがき

清朝とフランスがベトナムの支配をめぐって争った清仏戦争の少し前の光緒三（一八七七）年に、「越南輯略」という本が中国で刊行された。この「越南輯略」はベトナムに関する古代から近代までの多数の記録を総合的に集成したものとして頗ぶる注目しなければならないが、更にまた著者の徐延旭が自分でベトナムへ行つて調査した成果に基づく著作であるという点から言つても甚だ貴重な本である。ところが、この本は刊行後まもなく起こつた清仏戦争で清朝が敗れ、永年にわたる中国とベトナムとの伝統的な宗属関係が終了した結果、中国人の従来のベトナムに対する関心が失われて行くにつれて、次第に顧みられなくなつたようである。このため「越南輯略」は比較的近い時期の刊行であるにも拘らず、今日では稀覯書の部類に属するので、未だ詳しく研究したものがなく、その重要な価値はもとより、内容さへ殆んど知られていない。そこで、ここに始めて「越南輯略」を採り挙げ、その成立の事情や興味深い内容および、中国ベトナム関係史ならびに東南アジア史を研究するための史料的价值などについて明らかにしてみたいと考える。

二 越南輯略の目録と著者

先ず初めに、「越南輯略」とは一体どのような内容の本であるかの概略を知るために、この本の巻一、巻二それぞれの巻頭に掲げられている目録を示すと、次の如くである。

卷一

- 地図
- 世系沿革
- 歴代年号
- 国朝貢品
- 朝儀
- 賜予
- 迎送
- 市易
- 禁令
- 道路
- 越南吞併各国
- 中外交界各隘卡

卷二

- 越南古地名
- 山川
- 風俗
- 前朝貢品
- 古蹟
- 名宦
- 人物
- 文学
- 土産
- 雑記

右の目録を見れば直ぐわかるように、「越南輯略」は全部で僅か二巻しかなく、あまり大きな本ではないが、その割合には内容が甚だ豊富多様である。右に掲げた巻一の最初の「地図」から巻二の最後の「雑記」まで、合計二十二を数える項目の題名を見ただけでも、この本にはベトナムの地理・歴史・対外関係・交通・貿易・風俗・古蹟・官僚・人物・文学・

産物その他いろいろな事柄が数多く記載されて居り、ベトナムを知るための一種の案内書もしくは簡便な百科事典のような書物であることが容易に推測されるであろう。実際、「越南輯略」は清仏戦争の少し前に、中国人のベトナム知識を高めようとして、ベトナムについての事柄をすべて網羅する意図をもつて作られたもので、正に中国版のベトナム事典とでも呼ぶべき本なのである。⁽²⁾

それでは、「越南輯略」の著者の徐延旭とは一体如何なる人であつたろうか。徐延旭の伝記は「清史列伝」⁽³⁾や「清史（清史稿）」⁽⁴⁾などに載っているが、また彼の原籍の地方志である「（民国）臨清県志」⁽⁵⁾にも見える。これらに拠つて、徐延旭の経歴を簡単にまとめると、彼は中国の山東省臨清州（民国以後、県に改む）の人で、清末の咸豐十（一八六〇）年に進士となり、同治二（一八六三）年に広西省容県の知県に任ぜられ、その後、同治五（一八六六）年に広西省太平府知府、同治十（一八七二）年に広西省梧州府知府、光緒六（一八八〇）年に湖北省安襄鄖荆道、光緒八（一八八二）年に広西布政使へと順次昇進した。そして光緒九（一八八三）年、広西巡撫になり、清仏戦争が始まると、広西省から清国軍を率いてベトナムへ入つたが、翌十（一八八四）年、フランス軍と戦つて大敗したので、革職逮問され獄中に歿した。

このように、徐延旭は清仏戦争時期の広西巡撫で、ベトナム派遣清国軍の最高指揮官であつたという重要人物であるが、彼は右に述べた経歴で知られる如く、早くからベトナムに隣接する広西省の地方官になり、その後二十余年にわたる官僚の任期の大部分を広西省で過ごしたのである。したがつて、徐延旭は当時の清朝官僚の中では最もベトナムに対する関心が深かつた筈であり、彼が「越南輯略」のようなベトナムについての専著を作つたのも不思議でないように思われる。「清史列伝」や「清史（清史稿）」は徐延旭に「越南輯略」という著書があつたことを何処にも記していないが、「越南輯略」はその巻頭に載せた徐延旭の「自記」と題する自序の末尾に、「光緒三年五月吉日、山左（山東）徐延旭曉山氏、自記於梧州府廨。」とあり、またその扉に、「光緒三年孟夏、刊於梧州郡署。」とあることから明らかのように、光緒三（一八七七）年、

徐延旭が広西省の梧州府知府であった時に完成し、同年、梧州府の役所より刊行した本である。

しかし、「越南輯略」は著者の徐延旭がただ広西省に永く在任していたという理由のみによつて出来たものではない。

〔(民国)臨清県志〕の徐延旭伝を見ると、

〔徐延旭〕使越南時、著有「越南紀略」。

とある。ここに「越南紀略」というのは、もとより「越南輯略」の誤記であろうが、これによつて、「越南輯略」は徐延旭がベトナムに使用した時の成果に基づく著作であることが知られる。このように著者自身のベトナム実地踏査によつて出来た本であることは、「越南輯略」の史料的价值を一層高める所以であるが、そのベトナム実地踏査は徐延旭が広西省の太平府知府であつた同治九(一八七〇)年に行なわれたのである。

徐延旭が同治九年にベトナムへ使用したことについてもまた「清史列伝」や「清史(清史稿)」は記していないが、「越南輯略」巻頭の徐延旭の「自記」には、

庚午(同治九年)、……中丞蘇奉廷寄、令派員出関(鎮南関)、刺探密事。……中丞遂命旭(徐延旭)前往。

とある。ここに見える中丞蘇とは同治九年に広西巡撫であつた蘇鳳文のことであるが、これによると、同年、清帝の上諭を奉じた広西巡撫蘇鳳文に命ぜられて、密事すなわち秘密事項を調査するために徐延旭は鎮南関を出てベトナムへ行つたことがわかる。しかし、このベトナム実地調査の目的が何であつたかについては、秘密事項である故に、「越南輯略」のどこにも書いてなく、また「(民国)臨清県志」の徐延旭伝にも全く記されていない。そこで、我々は「越南輯略」著作の動機になつた徐延旭のベトナム実地調査の秘密目的を明らかにするために、当時の中国とベトナムとの関係について考察しなければならぬのである。

三 フランスのコーチシナ占領と中国

当時の中国とベトナムとの関係、すなわち中国の清朝とベトナムの阮朝との関係は、清朝側の「清実録」、「光緒大清會典事例」や、阮朝側の「大南寔録」、「大南會典事例」、「国史遺編」その他の史料を対照しながら調べると、阮朝が成立した十九世紀の初頭に、阮朝から清朝へ定期的に朝貢使節を派遣することが規定されて以後、十九世紀前半の間はほとんど規定通りに実行されて来たことが知られる。しかし、十九世紀の半ばに至つて、中国に太平天国の乱が起こると、ベトナムから中国へ行く朝貢使節が必ず經由していた華中・華南の諸地方が戦乱により通れなくなつたので、ベトナムと中国との朝貢関係は、太平天国が南京を陥れた咸豊三（一八五三）年から太平天国の乱後の同治八（一八六九）年まで、前後十六年間も中断するに至つた。⁽⁶⁾この十六年間に及ぶ清朝と阮朝との朝貢関係の中断は、単にその間、中国とベトナムとの正式の国交関係を断絶させたばかりでなく、ベトナムに関する情報が中国へ殆んど入つて来ないという結果をも招き、中国ではその時期にベトナムで起こつた事件を殆んど知ることが出来なくなつてしまつたようである。

しかし、このような中国ベトナム関係の中断と、それによつてベトナムに関する情報が中国へ伝わつて来ないというところが、他の時期の十六年間に起こつたのならば、別に重大な問題にならずに済んだかも知れない。ところが、この中国ベトナム関係が中断した一八五三年から一八六九年までの十六年間こそ、実にベトナムにおいては、その歴史上、最も重大な事件が発生した時期であつた。その重大事件とは言うまでもなく、一八五八年に始まるフランスのベトナム侵略であり、その後一八六七年までに完成したコーチシナ（ベトナム南部）⁽⁷⁾ 全域の植民地化である。このようなフランスのベトナム侵略やコーチシナ植民地化に対して、永年ベトナムの宗主国を以て任じて来た中国は、本来ならば黙つて見過せる筈のものでなく、ベトナムに救援の軍を送つてフランスと戦うか、或いはフランスに嚴重な抗議を行なうか、何らかの手段に

訴えて、宗主国の中国が朝貢国のベトナムを保護するという伝統的な義務を当然行使しなければならなかつたであろう。ところが、不思議なことに中国は、このときベトナムを助けようとしなかつたばかりでなく、フランスに対して全く何もしなかつたのである。それは一体、何故であつたらうか。その理由は一つには、当時、中国では太平天国の乱をはじめ多くの内乱が相次ぎ、その上、アロー戦争のような外国との戦争まで起こつていたので、清朝政府はベトナムに救援の軍を派遣したり、フランスのコーチナ植民地化に抗議するなどというような余裕が到底なかつたからであるかも知れない。しかし、それよりも根本的な理由は、当時たまたま中国ベトナム関係が中断して、ベトナムに関する情報が中国へ殆んど入つて来なかつたので、清朝政府はフランスのベトナム侵略やコーチナ植民地化の事実そのものをよく知らなかつた故であろうと考えられる。

こうして、清朝がフランスのベトナム侵略やコーチナ植民地化に始めて注意し、それについて多少なりとも知るようになるのは、これらの事件が起こつてから実に十年余りも経過した同治九（一八七〇）年のことであるが、この年、中国で有名な天津教案と呼ばれる事件が勃発した。天津教案とは周知の如く、華北の天津にあつたフランス系のカトリック教会が排外的な中国民衆に襲撃され、多数のフランス人その他のキリスト教徒が殺害された事件である。この事件によつて、清朝とフランスとの関係が俄かに険悪化し、一時は開戦の危機さへ生ずる事態に至つたが、たまたまヨーロッパで普仏戦争が始まり、フランスが敗北したので、清朝はその危機を免れることができた。⁽⁸⁾

ところで、この天津教案の危機のさなかの同治九年七月二十九日（一八七〇年八月二十五日）に、江蘇巡撫の丁日昌がベトナムと連合してフランスに対抗するという方策を清廷に上奏した。この丁日昌の上奏文は「籌辦夷務始末」同治卷七十五（九葉）に見えるが、その中に、

安南（ベトナム）沿辺膏腴、如胥江等処、在安南為三省地方、在中国不過一郡、即該國之所謂東京（トンキン）也。

近年為法国（フランス）所占拠、故法国重兵、及提督等官、皆住紮於此。安南人恨入骨髓、而無如何之。……可否論
飭广西巡撫、密派委員、前往該處、確訪一切情形、繪圖貼說。並密探安南能否自強、有無報仇洒恥之志、遇有可乘之
機、能否与中国水陸夾攻。

とある。すなわちベトナム人は近年その領土に侵入したフランスを深く憎んでいるらしいので、中国と連合してフランス
と戦う可能性を广西巡撫に命じて密かに探らせるのがよいという意味の上奏であるが、この文の最初にベトナムの胥江等
の三省即ちトンキン地方がフランスに占拠されたと述べている。しかし、周知の如く、ベトナム北部のトンキン地方は一
八七三年に有名なフランシスIIガルニエが侵攻するまで、フランスに占拠されたことはない⁽⁹⁾。したがつて、一八七〇年の
天津教案の当時、フランスが占拠していたのは未だベトナム南部のコーチシナだけであつたので、この丁日昌の上奏は北
のトンキンと南のコーチシナとを混同した誤解である。丁日昌は当時の清朝官僚の中では最も外国事情に通じていた人と
して著名であるが、その丁日昌でさへ、フランスのベトナム侵略については、このように曖昧な知識しか持つていなかつ
たので、正確な情報を得るために、ベトナム実地調査を提案したのである。

こうして、清朝は天津教案を機としてフランスのベトナム侵略に始めて注意し、その実情を調査することになつたが、
丁日昌は右の上奏文の最後に付け加えて、

再、派員査探一著、似応作為出自疆吏之意、並非由於奉命。即法国聞之、亦易推宥。

と述べ、このベトナム調査はフランスに気付かれた場合の用心として、清帝の命令でなく広西省の地方官の自発的な意図
で行なつたもののように作為すべきであると注意している。これによつて、このベトナム調査がフランスにわからないよ
うに如何に秘密にされたかを推察できるであろう。

右の丁日昌の上奏によつて、广西巡撫は広西省の官僚の中から有能な人物を選んで、ベトナムへ派遣し、フランスに悟

られないように密かに調査させることになった。その結果、当時は広西省の太平府知府であった徐延旭が選ばれて、ベトナムへ行つて秘密調査をおこない、後の「越南輯略」著作の資料を得ることになったのである。

四 徐延旭のベトナム調査

かくして、ベトナムへ行つた徐延旭からの秘密調査報告をやがて受取つた広西巡撫の蘇鳳文は、その調査報告を内容とする上奏文を同治十年正月十日（一八七一年二月二十八日）に清廷へ提出した。この蘇鳳文の上奏文も「籌辦夷務始末」同治卷八十（一一九葉）に見えるが、その中に、

広西巡撫蘇鳳文奏、……茲摺徐延旭密稟、於〔同治九年〕十月初二日、馳抵諒山。……先後接見諒山夷撫鄧算、及該國辦理軍務之北圻總統武仲平、參贊阮文祥、兵部參知翁謙益等。……凡國之機密、無不暢談、因得備知安南一切情形。とある。すなわち徐延旭は同治九年十月二日（一八七〇年十月二十五日）、先ずベトナムの諒山に到り、その地で多くのベトナム官僚に会い、ベトナムの機密やその情勢を詳しく聞くことができたが、なおこの文の後に、

先経徐延旭随帶可靠之貢生蔣震飛等五人、仮作商販、分往周歴查探。

と記すように、徐延旭は蔣震飛ら五人の貢生を随伴して行き、彼らを商人に変装させて、ベトナム各地を密かに探らせたのである。

このような徐延旭および彼の随伴者たちによる苦心のベトナム秘密調査の結果、清朝政府が始めて知ることのできた事実は甚だ多かつた。例えば、前述の丁日昌の上奏に見えるベトナムの胥江などの三省すなわちトンキン地方がフランスに占拠されたという誤解についても、この徐延旭の調査報告の中に、

由太平府鎮南関辺界、至東京河内省、計七日程、多属坦途、並無胥江名目、亦無洋人占踞其間。洋人占踞者、為辺和・

嘉定・永隆・定祥・安江・河仙等六省、地属南圻西南隅、距我边界鎮南関約四千余里、沿途多山川間隔、跋涉維艱。⁽¹¹⁾と述べる如く、ベトナムには胥江などという地名は無く、フランスが現に占踞しているのは中越国境から四千余里も離れた遙か南の辺和・嘉定・永隆・定祥・安江・河仙のコーチシナ六省であり、北のトンキン地方ではないことなども、この調査によつて始めて判明したのである。

ここに到つて、清朝もようやくフランスのコーチシナ占領の事実を知ることができたが、徐延旭はまた此の調査報告の中で、ベトナムへ侵攻した西洋人について、

拋夷官言、洋人号富浪沙、实是仏郎機、疑即法国。又有衣波儒、疑即英吉利。⁽¹²⁾

と述べている。ここに見える夷官とはベトナム官吏を指し、富浪沙はフランス、衣波儒はイスパニア(スペイン)のそれぞれベトナム漢字訳であり、仏郎機は言うまでもなくポルトガルに対する明代以来の中国人の称呼である。したがつて、徐延旭はフランスとポルトガルとを混同しているが、そればかりでなく、フランスが一八五八年に始めてベトナムへ侵攻した時にスペインと連合した事実を全く知らなかつたので、衣波儒をイギリスに比定するような誤まりを犯している。恐らく徐延旭はフランスが中国とのアロー戦争でイギリスと共に侵攻して来たことから類推して、ベトナムへの侵攻もフランスはイギリスと連合して行なつたものと思つたのであろう。いずれにしても、このような誤解は当時の中国人がフランスのベトナム侵略について如何に知らなかつたかをよく示している。

なお徐延旭はこのベトナム実地調査の際に、河内(ハノイ)から阮朝の首都の富春すなわち順化(ユエ)までの路程なども調べたが、その路程記事も彼の調査報告を収めた前述の蘇鳳文の上奏文の中に、「安南国由河内省至富春国都路程尋尺、暨採訪該国土字音義註釈」という標題のもとに長く載せてある。この路程記事はハノイからユエまでの途中にある多数の町や村の名を挙げ、その間の距離、道路状況、宿泊施設などの旅行に必要な事柄を詳述し、地名その他には標題に

記す如く「該国土字」すなわち字喃(チュノム)を用い、その音義や注釈が示してあるので、ベトナムの交通・経済史や字喃の貴重な資料と言つてよいであろう。

「越南輯略」巻一の中の「道路」という項目の記述は、右の路程記事に若干の添削を加えたものであることは、両者を比較すると直ぐわかるが、このように徐延旭のベトナム調査はその中になおかなりの誤解を含みながらも、太平天国の乱による中国ベトナム関係の中断以後、清朝が入手し得た最初の貴重なベトナム情報や知識であつた。徐延旭は同治九年に続いて翌十年にもベトナムへ行つたが、⁽¹³⁾この二年に及ぶ実地調査に基づいて光緒三年に刊行した本が「越南輯略」である。したがつて、「越南輯略」には右の路程記事のような貴重な資料が他にも数多く収められて居り、巻二の最後の「雜記」という項目の中に見える「越南山興宣總督臣阮登楷謹稟、為俯瀝愚衷、冒昧再陳、仰祈聖鑒事」と題する上奏文などもその一例に過ぎない。この上奏文は阮朝の嗣徳元(一八四八)年に阮登楷という当時のベトナムで有力な地方長官が嗣徳帝に提出したものであるが、その内容は中国との朝貢関係における冊封のような制度を改めて、中国に対するベトナムの立場を高くしようという趣旨であつて、中国ベトナム関係の本質やベトナム人の中国観などを探る上に甚だ重要な史料であると思われる。後に清仏戦争の時期になつて、有名な清の北洋大臣李鴻章はこの阮登楷の上奏文を朝貢国ベトナムの中国に対する悖妄の実例に挙げて非難し、ベトナムがフランスに滅ばされても中国は宗主国として復興を図つてやる義務がないという彼の主張の根拠にしている。⁽¹⁵⁾

ところで、右の阮登楷の上奏文は中国の他の文献にはもとより、大南寔録をはじめベトナムのどの文献にも載せてなく、たゞ「越南輯略」にのみ見えるのである。李鴻章も「越南輯略」によつて、阮登楷の上奏文を読んだものに相違ない。この李鴻章の例に見られる如く、清仏戦争時期における中国の対ベトナム政策や対フランス政策の形成に、「越南輯略」は相当の影響を及ぼしたと考えてよいであろう。

五 越南輯略の引用文献

以上のように、「越南輯略」には独自の貴重な記事が少なくないが、この本はまた巻頭に見える徐延旭の「自記」の中に、

爰将奉命所查繪之図、及得諸該国臣民之所言、以合諸史籍群書之所載、編為「輯略（越南輯略）」。

とある如く、徐延旭がベトナム実地調査によつて得た地図や新資料の外に、中国古来の多数の史籍や群書からベトナム関係の記事を抜萃して収めている。そのような中国古来の書籍で「越南輯略」の中に書名が明記されているものを、ほゞ掲載順に拾つて列举すると、

「元史」・「安南世系年号攷」・「日知録」・「山海経」・「路史」・「益州記」・「明一統志」・「武備志」・「赤雅」・「晋太康記」・「天宝実録」・「尚書大伝」・「交州外域記」・「交州記」・「文献通考」・「越外記」・「安南志」・「博物志」・「天下郡国利病書」・「南越志」・「朝野僉載」・「唐書」・「漢書」・「嘉話録」・「広州先賢伝」・「冷斎夜話」・「平安南頌」・「濯纓亭筆記」・「南方草木状」・「補録紀伝」・「酉陽雜俎」・「嶺表録異」・「述異記」・「洽聞記」・「西京雜記」・「広異記」・「抱朴子」・「松窓録」・「報応録」・「異苑」・「稽神録」・「冥報記」・「還冤録」・「泉志」・「全唐詩話」・「漢書注」

の多数にのぼるが、なおこのほか「越南文鈔」・「越南詩鈔」・「越南文選」・「越南詩選」・「越南四字経」などのベトナム文献からもベトナム人の作つた文や詩が数多く抜萃して載せてある。これらの抜萃記事は概して短かいが、中には非常に長く、数箇所になつて分載されたものもあり、而も容易に見ることの困難な文献が含まれている。したがつて、「越南輯略」はこのように多数の文献からベトナム関係の貴重な記事を網羅的に引用してあるということだけでも、その有用な価値が認められなければならないであろう。

そしてなお、「越南輯略」は原拠の書名を挙げないで、その記事を引用している場合が少なくない。例えば巻一の「世系沿革」という項目は、古代から清末の光緒初めまでの数千年間にわたる中国ベトナム関係史を概述した記事であるが、その原拠の書名がどこにも記していないので、恰も徐延旭の創作であるかの如く見える。しかし、仔細に調べてみると、この「世系沿革」の古代から明末までの記述は、顧炎武の「天下郡国利病書」卷一百一十九 交趾の条に拠つて居り、そして清初から乾隆末年のベトナム西山朝までの記述は、魏源の「聖武記」卷六 乾隆征撫安南記を殆んどそのまま引用したものであることが明らかになる。したがつて、「世系沿革」の古代から乾隆末年までの中国ベトナム関係史の記述は独自の内容を有していないが、それに続く嘉慶年間以後の清朝と阮朝との関係の記述は徐延旭の書き下ろしであつて、他の本から引用したものではないようである。特に清末の同治・光緒年間の記述は徐延旭がみずからの体験と調査に基づく独自の貴重な史料であるので、「清史(清史稿)」の越南伝にも、その全文が若干の字句を改めて採録されている。

このように、「越南輯略」の中には、徐延旭の独自の記述と、彼が他の本から引用した記述とが混在している。而も原拠の書名を挙げないで引用した記述も多いので、我々は「越南輯略」と他の本とを比較考察し、徐延旭の独自の記述とそうでない記述とを辨別する必要がある。そのような比較考察をすると、前述の如く、巻一の「世系沿革」の古代から明末までの記述は「天下郡国利病書」、清初から乾隆末年までの記述は「聖武記」よりそれぞれ引用したことがわかる外、同じ巻一の「国朝貢品」、「朝儀」、「賜予」、「迎送」、「市易」、「禁令」の各項目の記述は、「嘉慶大清会典事例」の巻三九三・三九四「貢物」、巻三九五「朝儀」、巻三九六・三九七「賜予」、巻三九八「迎送・市易」、巻三九九「禁令」の該当項目の中に見えるベトナム関係の記事を抜萃したものであることが知られる。

六 ベトナムのマラッカ・スマトラ・ジャワ併合説

ところで、このような他の本との比較考察の過程において、「越南輯略」の中で特に採り挙げて論じなければならぬのは、巻一の「越南併呑各国」という項目の記事である。「越南併呑各国」とはベトナムが併呑した国々という意味であるが、そのような国々として、この記事には占城、真臘、滿刺加、三仏齊、瓜哇の五国が挙げられている。この五国の記事を調べると、その大部分はまた「天下郡国利病書」卷一百十九の占城、真臘、滿刺加、三仏齊、瓜哇の条の記事をそれぞれ引用したものであることがわかる。したがって、「越南併呑各国」の右の五国の記述の内容はみな明代までで終わっているが、ただいずれも「天下郡国利病書」の記事には全く見えない「その後ベトナムに併合された」という意味の短かい文が徐延旭によつて添加されている。すなわち占城国の記事には、

占城国……今皆併於越南矣。

とあり、真臘国の記事には、

真臘国……壤地褊小、屬於越南。

とあり、滿刺加国の記事には、

滿刺加国……旋為占城所併、占城復為安南所滅、即今越南国定祥・永隆省一帶也。

とあり、三仏齊国の記事には、

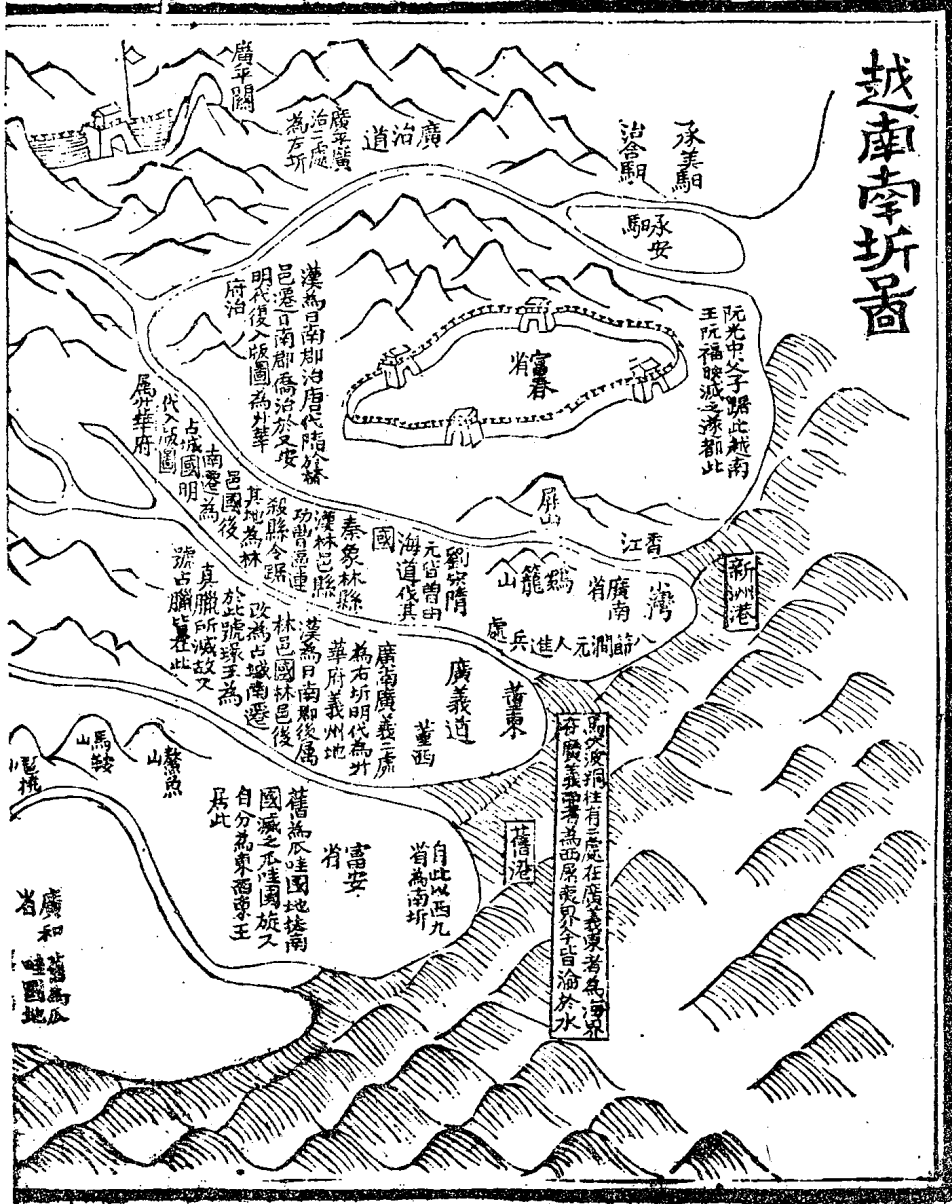
三仏齊国……後為安南所併。

とあり、瓜哇国の記事には、

瓜哇国……自是遂為安南国所滅、……今為越南国之平順・辺和等省。

とある。以上の五国の記事のうち、占城国すなわちチャンパが今みなベトナムに併合されているという記事と、真臘国すなわちカンボジアがベトナムに属したという記事とは、周知の如くチャンパは十五世紀以後ベトナムに併合され、カンボ

越南南圻省



ジアはベトナムの阮朝に服属したから、歴史的事実を述べたものとして承認してもよいであろう。しかし、ベトナムから遙か遠く離れた満刺加すなわちマラッカ、三仏齊すなわちスマトラ、瓜哇すなわちジャワの三国がベトナムに併合された

り、その勢力下に入つたような事實は言うまでもなく歴史上ただの一度もない。

それでは、これらの三国をベトナムが併呑したという「越南吞併各国」の記事は如何に解釈したらよいであろうか。そこで或いは、徐延旭はベトナムがチャンパおよびカンボジアを併呑したことを記したついでに筆がすべつて、マラッカ、スマトラ、ジャワまでもベトナムが併呑したという記事を誤まり加えたのであると推測されるかも知れない。

ところが、ベトナムがマラッカ、スマトラ、ジャワを併合したという記事は、「越南輯略」には此処だけ



浪沙 (フランス)・衣波儒 (スペイン) 所踞。

という注記があり (一五頁図版の右上参照)、その北隣の定祥省には、

越南輯略について

でなく、巻一の最初に載せた「地図」の中にもまた見えるのである。この「地図」は前掲の「越南輯略」巻頭の「自記」の中で言う如く、徐延旭のベトナム実地調査に基づいて作られたものであるが、「越南全図」・「越南北圻図」・「越南南圻図」の三図から成り、阮朝時代のベトナムの疆域を描き、当時の地方行政区劃である省の名称などを図示し、省名の旁には、その省の沿革を説く短かい注記が付いている。すなわち、この中の「越南南圻図」(上掲の図版参照)を見ると、今日のサイゴン西南方に当たる永隆省には、

舊為滿刺加・崑崙諸国、近為富

舊為三仏齊・滿刺加諸国地、近為洋夷富浪沙・衣波儒所踞。

と注記し(一五頁図版の右端参照)、またサイゴン東北の辺和省には、

舊為瓜哇国、旋分為東王・西王、号水舎・火舎、為越南所併、近為富浪沙・衣波儒所踞。

と注記し(一五頁図版の左下参照)、その北の平順省には、

舊為瓜哇国。

と注記し(一五頁図版の右下参照)、続いて慶和省には、⁽¹⁶⁾

舊為瓜哇国地。

と注記し(一四頁図版の左下参照)、そして富安省には、

舊為瓜哇国地、扶南国滅之。瓜哇国旋又自分為東西、東王居此。

と注記している(一四頁図版の左下参照)。以上の「越南南圻図」の注記によれば、ベトナム南部の永隆、定祥、辺和、平順、慶和、富安などの諸省は、昔はマラッカやスマトラやジャワ等の地であつたといふのである。

更に、この「越南南圻図」はベトナム中部の広南省と新洲港(キニョン)の間に八節澗という地名を載せ、これに「元人進兵處」と注記している(一四頁図版の中央参照)。八節澗とは「元史」の瓜哇伝に見えるジャワの地名で、至元三十(一二九三)年にジャワへ遠征した元軍の基地になつた Pachekan (今日のスラバヤ附近) の音訳であるが、これはベトナム中部地方も嘗てジャワの地であつたとするものである。⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾

この外、「越南輯略」はなお巻二の「山川」という項目の記述においても、ベトナムの山川の中にジャワやマラッカの山川を混入させて居り、また同じ巻二の「前朝貢品」という清朝の前の明朝に対するベトナムの朝貢品を挙げたところに、ジャワやスマトラの朝貢品を加えて、「今越南已併吞(瓜哇・三仏齊)諸国。」と記し、清代にベトナムがジャワやスマトラ

諸国を併呑したように述べている。

このように、「越南輯略」には到る処にベトナムがチャンパやカンボジアはもとより、マラッカ、スマトラ、ジャワまでも併呑したかの如く記してある。徐延旭が「越南輯略」の中に「越南吞併各国」と題する一項目をわざわざ別に設けたのも、ベトナムがチャンパ、カンボジアのみならず、マラッカ、スマトラ、ジャワ諸国をも併呑したということを特に述べたいためであつたに相違ない。これは徐延旭の単なる筆の誤まりや思い違いなどでは決してなく、マラッカ、スマトラ、ジャワ諸国もみなベトナムに併呑されたということ¹⁹を彼が信じて疑わなかつたものと見る外ないであろう。

七 清朝に対する阮朝の態度

それでは一体、徐延旭は何故、ベトナムのマラッカ、スマトラ、ジャワ併合というように全く事実でないことを確信するに至つたのであろうか。その理由は恐らく徐延旭のベトナム調査に際して、ベトナム人たちはベトナムが如何に強大な国であるかを誇張するために、チャンパやカンボジアはもとより、マラッカ、スマトラ、ジャワ諸国までもベトナムが併呑したようなことを言つたので、それを徐延旭が真にうけたからであらうと思われる。元来、ベトナム人はベトナムが如何に強大な国であるかという²⁰ことを極力誇張し宣伝することによつて、中国人の侮蔑や軽視を免れ、引いては中国からの侵略を防ぐ手段の一つとして来た。私は嘗て、ベトナムがイギリスと戦つて、大いにイギリスを敗つたという全く事実でない虚説を中国人が誤信して、かのアヘン戦争へ突入するに至つた事情を明らかにしたことがあるが、このようにベトナムを強大な国と思わせるための虚説は色々誇張して中国に宣伝されたので、それを中国人が信じたことも少なくなかつたようである。徐延旭もまたそのようなベトナム人の誇張宣伝によつて、ベトナムによるマラッカ、スマトラ、ジャワ併合の虚説を信ずるに至つたのではなからうか。「越南輯略」の内容から判断すると、徐延旭および彼の随伴者たちのベトナム

ム実地踏査はベトナム北部を中心におこなわれ、順化（ユエ）より南方へは行つた形跡がないので、ベトナム中部以南の諸省がもとマラッカ、スマトラ、ジャワの地であつたという記述はすべて、ベトナム人から聞いたことをそのまま採録したものと考えてよいであろう。

一般に、ベトナムは表面上、永く中国の朝貢国であつたということから、中国に対して常に卑屈であり、従属的であつたように見られる傾向があるが、それは決して事實ではない。たとえば、歴代のベトナム君主は中国君主と同様に皇帝と称し、年号を建てて来たが、特にベトナム史上最大の勢力を誇つた阮朝の盛時には、カンボジア、ラオスなどの周辺諸国を属領もしくは朝貢国として、みずから中国と称し、本来の中国である清朝をただ北朝あるいは北国とか清国などと呼ぶだけであつた。⁽²¹⁾ また阮朝では清朝との外交関係も朝貢とは言わないで邦交と称し、前述の阮登楷の上奏のような清朝に対して阮朝の立場を高くする提案もあらわれた。阮朝時代のベトナム人は中国伝来の中華意識が甚だ強かつたので、夷狄出身の満洲王朝である清朝の下風に立つのを潔しとしない気風があつたことは、大南寔録などの阮朝史料を繙いても、十分窺うことができる。一八五八年以後、圧倒的に優勢なフランスの侵略を蒙りながら、阮朝が清朝に救援を決して求めず、初めの二十数年間は独力でフランスに抗戦し続けたのも、このような阮朝の清朝に対する態度の反映であつたように思われる。阮朝が清朝へ救援を請うのは、フランスに対する抗戦が全く絶望的になつた一八八〇年代の清仏戦争直前の時期に入つてからであるが、⁽²³⁾ このように阮朝がなかなか清朝へ請援しなかつたこともまた、フランスのベトナム侵略やコーチシナ占領の事実を清朝が永く知らずに過ごした原因になつたのである。

以上のような阮朝の清朝に対する態度から見れば、徐延旭らが同治九年（一八七〇）および翌十（一八七二）年にベトナムへ来て、フランスのベトナム侵略その他の実情を密かに調査しようとしたのは、当時のベトナム人にとつて甚だ迷惑なことであつたに相違ない。そこで、徐延旭らに対して、ベトナム人たちは実際とはかなり違つたことなどを言い、ベト

ナムが如何に強大な国であるかということを努めて誇張するために、マラッカ、スマトラ、ジャワ諸国を併呑したように述べたのではなからうか。そして恐らく当時の清朝官僚には、乾隆末年における安南遠征の失敗や、嘉慶年間におけるベトナム西山朝の後援した艇盜と呼ばれる華南沿海の反乱などによつて、度々ベトナムに悩まされた記憶が、なお相当に残つていたので、ベトナムは強大であるという宣伝誇張を容易に受け入れる素地があつたと考えてもよいであろう。

八 越南輯略と清仏戦争

ベトナムのマラッカ、スマトラ、ジャワ併合という事実無根の虚説が、「越南輯略」に記されるに至つた事情は以上のように考えられるが、それにしても、これは徐延旭のベトナムならびに東南アジアに関する知識が極めて曖昧であり、その調査や研究に大きな限界があつたことをよく示している。このため当時の中国でもこれに対する批判が全くなかつたわけではなく、清仏戦争時期の光緒九（一八八三）年に刊行された盛慶紱の「越南地輿図説」という本の巻頭に載せた「義例」と題する凡例の中に、

越南南圻、皆占城・真臘故壤。然他書或有以瓜哇為占城、以三仏齊為真臘。究竟瓜哇自瓜哇、占城自占城、三仏齊自三併齊、真臘自真臘、未可牽併。甚有指新洲為八節澗者。……移東指西、錯誤不一。

と見える。この中という他書とは「越南輯略」のことに相違ないが、占城・真臘・瓜哇・三仏齊の諸国を混同し、ベトナムの新洲をジャワの八節澗に比定した「越南輯略」の誤まりを盛慶紱はここに指摘している。しかし、この盛慶紱の「越南地輿図説」もその内容の可成りの部分が「越南輯略」の記述に基づいていたので、彼の折角の「越南輯略」批判もあまり効果はなかつたようである。

こうして、当時の中国では、ベトナムのマラッカ、スマトラ、ジャワ併合のような虚説を含む「越南輯略」がベトナム

や東南アジアに関する最良の書と見なされ、その著者の徐延旭は最高のベトナム専門家として尊重された。例えば、光緒九年二月十五日（一八八三年三月二十三日）に発せられた上諭の中に、「徐延旭、於（鎮南）関外情形、頗為熟悉」⁽²⁵⁾とあり、徐延旭が鎮南関外のベトナム事情に頗ぶる熟悉すると述べているが、このように彼をベトナムや東南アジア事情に精通した人物として推挙する記事は、「清光緒朝中法交涉史料」や「中法越南交渉檔」などに収められた当時の文献の随処に見出すことができる。前掲の徐延旭の経歴によつて知られる如く、彼が僅か道台を二年、布政使を一年在任しただけで、広西巡撫へと異例の速さで昇進し、清仏戦争中のベトナムにおける中国側の最高責任者に抜擢されたのも、全く彼のベトナム知識とその著書「越南輯略」が高く評価されたからに相違ない。このように清仏戦争の敗戦によつて革職逮問されるまで中国最高のベトナム専門家として尊重された徐延旭であつたが、その彼でさへベトナムのマラッカ、スマトラ、ジャワ併合のような虚説を信じていたのである。一般に当時なお外国のことに無関心であつた殆んどすべての中国人が、ベトナムや東南アジアに関して如何に知識がなかつたかは推して知るべきであらう。これでは、ベトナムの支配をめぐる清仏戦争において、中国がフランスに敗れたのも、誠に当然の結果であつたと言うほかはあるまい。

ところで、「越南輯略」にはベトナムのマラッカ、スマトラ、ジャワ併合のような誤まりの記事も含まれているが、その反面、既述の如く「大南寔録」をはじめベトナムのどの史料にも載せてなく、また他の中国史料には見えない独自の貴重な記事が甚だ多い。分量から言えば、もちろん独自の貴重な記事の方が誤まりの記事よりも遙かに多く、而も誤まりの記事はまたそれなりに、清末の中国人のベトナムや東南アジアに関する知識の程度を探つたり、中国とベトナムや東南アジアとの関係の本質を究めるための有力な手がかりを与えるものである。そして何よりも、古代から近代までのベトナムに関する色々な記事を総合的に収録した「越南輯略」は、その出来栄えの良否はともかく、他に類似の本が全く存在しないので、一種のベトナム事典として今日の我々にも甚だ有益かつ便利なものであると断言できよう。それ故、「越南

輯略」は中国ベトナム関係史のみならず、広くベトナム史や東南アジア史を研究するための重要史料であり、今後大いに利用されなければならない書物であろう。

註

(1) 「越南輯略」は我が国では東洋文庫に所蔵されているが、他の主要図書館の蔵書目録などには見当たらない。また「清史(清史稿)」「藝文志の地理類外志之属にも「越南世系沿革略」一巻、越南山川略一巻、中外交界各隘卡略一巻、徐延旭撰」とあるのみで、「越南輯略」の書名とその完本は載せてない。

(2) 「越南輯略」二巻の二二項目の内、清末の叢書「小方壺齋輿地叢鈔」第十帙に、「越南世系沿革略」、「越南道路略」、「中越交界各隘卡略」、「越南道路略」と題して四項目が収められ、また近年刊行の中国史学会主編「中法戦争」(中国近代史資料叢刊)一に「越南世系沿革」の一項目だけを載せているが、いずれも原本の字句と相違する箇所がある。

(3) 「清史列伝」巻五十九。

(4) 「清史」巻四百五十九。「清史稿」列伝二百四十五。

(5) 「臨清県志」(民国二十三年十一月序)巻十五。

(6) 「清実録」の咸豊六年四月丙辰、咸豊十年十月辛未、同治八年八月丙子、同治九年八月甲寅の各条。「光緒大清会典事例」巻五百二。「皇朝統文獻通考」巻三三三。

「大南寔録」の嗣徳五年九月(正編第四紀、巻八、二八丁)

(以下、正・四・八・二八の如く略記する)、嗣徳八年八月(正

・四・一三・三七)、嗣徳九年九月(正・四・一五・一八)、嗣徳十三年十一月(正・四・二三・三四)、嗣徳二十一年六月(正・四・三八・四四)の各条。「大南会典事例」巻二二八、礼部邦交、遣使事宜。

J. K. Fairbank, "The Early Treaty System in the Chinese World Order," in J. K. Fairbank, ed., *The Chinese World Order*, Cambridge, Mass., 1968, p. 269.

(7) Lê Thành-khôi, *Le Viet-Nam*, Paris, 1955, pp. 366-372.

(8) P. A. Cohen, *China and Christianity*, Cambridge, Mass., 1963, pp. 229-261.

(9) J. Buttinger, *The Smaller Dragon*, New York, 1958, pp. 325-423.

(10) A. W. Hummel, ed., *Eminent Chinese of the Ch'ing Period*, Washington, 1944, Vol. II, pp. 721-723.

(11) 「籌辦夷務始末」同治卷八十、同治十年正月庚子、広西巡撫蘇鳳文奏。

(12) 同右。

(13) 「越南輯略」巻頭の徐延旭の「自記」の中に、「庚午(同治九年)、……次年又……〔徐延旭〕復至諒山、統計二次出関、在該国居住八閱月。」と見える。

- (14) ここに「阮登楷謹稟」とあるのは、原文に「阮登楷謹奏」とあつたのを、徐延旭が中国皇帝に上言する場合の外は奏の字を使えないとして稟に書き改めたものであろう。
- (15) 「清光緒朝中法交涉史料」一一〇附件一。
- (16) 「越南南圻図」に廣和省とあるが、慶和省の誤記である。
- (17) 丹羽友三郎「中国ジャバ交渉史」昭和二十八年、明玄書房、一四五頁。
- (18) 「越南南圻図」はまた広義道の海上に舊港という地名を記しているが(一四頁図版の右下参照)、舊港はスマトラのパレンバンで、ベトナム中部を嘗てスマトラの地であつたとするものである。
- (19) 和田博徳「嘉慶十三年イギリスの澳門占拠とヴェトナム」昭和三十五年、和田博士古稀記念東洋史論叢所収。
- (20) 清の道光十八年にアヘン厳禁論を主張した名高い黄爵滋の「請嚴塞漏卮以培國本摺」の中に、ベトナムでアヘン禁絶に成功したと述べている。しかし、実際には藤原利一郎教授が「阮朝のアヘン禁令について」史窓八で明らかにされた如く、ベトナムでも中国と同様にアヘン禁絶はできなかつたので、これも当時の中国人がベトナムを強大な国であると誤解していた一例に挙げられよう。またアヘン戦争中にイギリス軍艦を撃破できると誤信された安南軋船というベトナム軍船の導入を清朝政府が熱心に企てた事実もある。(和田博徳「アヘン戦争とベトナム」近刊予定)
- (21) 邵循正「中法越南關係始末」民国二十四年、清華大學刊、三七―五七頁。牟安世「中法戦争」一九五五年、上海人民出版社、三一―二九頁。
- (22) A. B. Woodside, Vietnam and the Chinese Model, Cambridge, Mass., 1971, pp. 18-19.
- (23) 「清光緒朝中法交涉史料」五九、六一附件一。
なお一八六〇年代以後、吳鯤らの率いる中国人集團がトンキンに侵入した際、その討伐を阮朝は清朝へ要請した。しかし、それは阮朝がこれらの中国人集團の取締りを清朝の責任と考えたからであつて、フランス侵略に対する清朝への請援とは事情が全く異なるのである。
- (24) 盛慶絨撰「越南地輿図説」六卷、光緒九年秋、求忠堂藏板。本書の一部分は「小方壺齋輿地叢鈔」第十帙および「觀象廬叢書」に収められているが、この「義例」は光緒九年刊の原本にのみ見える。
- (25) 「清光緒朝中法交涉史料」八四。「中法越南交涉檔」三三二。
- 〔附記〕 本稿は文部省科学研究費総合研究「越南と中国との政治的關係の変遷」(代表者山本達郎教授) による研究の副産物である。